

一般奨学金、連合婦人会奨学金及び播戸奨学金の選考に係る 家計基準等の変更について

1 改正理由及び内容

一般奨学金、連合婦人会奨学金及び播戸奨学金（以下「本市奨学金」という。）の「経済的理由により特に修学困難なもの」の判定基準（以下「本市家計基準」という。）については、奨学学術振興事業実施要綱第4条第1項により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の基準を準用（本市家計基準は JASSO の第一種奨学金の収入基準額の 1/3）している。

令和5年12月8日付の JASSO に係る業務方法書の変更認可により、JASSO 貸与奨学金の大学・短期大学・専修学校（専門課程）の在学生（以下「学部生等」という。）の貸与額算定基準額の算定方法が変更となった。本市奨学金の奨学生選考の際に優先順位を設定できるように大学院生についても学部生に係る JASSO の基準を準用するよう、以下のとおり本市家計基準等を変更したい。

(1) 大学院生の本市家計基準等の変更について

JASSO 貸与奨学金における学部生等の家計基準の判定については、令和5年12月8日付変更認可により、従来の主に生計維持者の収入額に基づいて算定する方法から、主に住民税の課税情報に基づいた方法に変更された。

これに伴い、学部生等の本市家計基準は変更後の JASSO の判定基準を準用することとなったが、大学院生の家計基準の判定については、従来どおり、本人と配偶者の収入額の合計額から経費等を控除した金額で判定するため、両者の家計基準の判定方法が大きく異なることとなった。

本市奨学金については、採用者を選考するにあたって、学部生等と大学院生を区分せずに、本市家計基準と比較した困窮度（以下「困窮度」という。）による優先順位を設定する必要があるため、大学院生についても学部生等と同一の困窮度の算定方法及び本市家計基準に変更したい。また、大学院生の生計維持者の考え方についても、学部生等と同一としたい。

(2) 困窮度の算定方法について

本市奨学金については、採用者を選考するにあたり、困窮度による優先順位を設定する必要があるため、算定された困窮度がマイナスの場合には一律「^{ゼロ}0」とする JASSO の取り扱いとは異なるものの、困窮度の算定方法においてはマイナスまで算出することとしたい。